

特に定めた契約条件

- 1 前金払については、受注者は、発注者に対して業務委託料に10分の3の割合を乗じて得た額の範囲内で請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による請求をする場合においては、あらかじめ、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合において、その増額後の業務委託料に、第1項に規定されている割合を乗じて得た額から受領済みの前払金の額を差し引いた額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において受注者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 5 前項の規定による請求があったときは、第2項の規定を準用する。
- 6 この契約が業務の完了前に解除された場合において、前5項の規定による前払金があったときは、受注者は、本契約約款（以下「約款」という。）第38条から第41条まで又は第48条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（約款第33条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。））に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、約款第37条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、約款第46条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第1項から第5項の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（約款第33条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を約款第46条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、約款第38条から第41条まで又は第48条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、約款第37条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 8 前2項の利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときはその端数金額又はその利息は徴収しないものとする。
- 9 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 10 第2項に規定する期間内に前払金が支払われない場合において、約款第34条中「第33条において読み替えて準用される第31条の規定」とあるのは、「第2項の規定」と読み替えて、同条を準用する。
- 11 受注者は、第3項及び第4項に規定する保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。